

発 言 者	議 事
議 議  議 議 議 議  議 議 議 議 議 議 議	<p>[ 9 月 9 日 ]</p> <p>長 皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ）</p> <p>長 ただいまの出席議員数は 8 名であり、定足数に達しておりますので、令和 7 年第 3 回厚沢部町議会定例会を開会します。</p> <p>長 なお、3 番浜塚久好議員から欠席の届出がありました。</p> <p>長 これより本日の会議を開きます。</p> <p>長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>長 会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、5 番香川直樹議員、1 0 番佐々木宏議員の 2 名を指名します。</p> <p>長 日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告につきましては、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。</p> <p>長 日程第 4 会期の決定について、議題とします。</p> <p>長 お諮りします。本定例会の会期並びに議会運営につきましては、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、委員長から報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p> <p>長 異議なしと認めます。</p> <p>長 委員長の報告を求めます。</p> <p>長 中山委員長</p>

<p>議会運営委員長</p>	<p>議会運営委員会委員長報告を申し上げます。</p> <p>去る9月3日午前10時、議会運営委員会を開催しました。</p> <p>本日をもって招集されました令和7年第3回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から9月12日までの4日間とすることに決定しましたので、報告いたします。</p> <p>次に、一般質問については、1人の通告がありました。</p> <p>令和6年度厚沢部町各会計決算の認定に対する審議については、議長を除く8名による特別委員会を設置し、審議することといたしましたので、御賛同よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、意見書案については、お手元に配付のとおり提出することにしましたので、御賛同よろしくをお願いいたします。</p> <p>あらかじめ関係資料をつけて御覧いただいておりますので、一括議題とし、朗読及び質疑、討論を省略することといたします。</p> <p>提出案件の審議については、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。本定例会の議会運営につきましては、委員長報告のとおりとし、会期は本日から9月12日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがいまして、会期は本日から9月12日までの4日間と決定しました。</p> <p>提出案件は、補正予算案5件、条例の一部改正案3件、組合規約の変更案3件、指定管理者の</p>

<p>議 議 町</p> <p>長 長 長</p>	<p>指定案 1 件、人事案 2 件、専決処分の承認案 1 件、意見書案 2 件、報告 2 件、令和 6 年度厚沢部町各会計決算認定 7 件の計 26 件であります。</p> <p>町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>町長</p> <p>令和 7 年第 3 回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶と提案理由を申し上げます。</p> <p>初めに、先月 9 日、元厚沢部町長の干場正一様がお亡くなりになられ、私も葬儀に参列してまいりました。干場元町長は、平成 3 年から 7 年までの 1 期 4 年間町政の指揮を執り、厚沢部町の発展に御尽力されました。</p> <p>住まいを札幌市に移されてからも、毎年欠かさず厚沢部町に御寄附をいただくなど、常にふるさとの行政運営を気にかけていただいております。私が町長に就任してからも変わらぬ御指導やお声がけをいただき、個人的にも大変お世話になりました。昨年お会いしたときはとても元気でおられましたので、大変驚いております。偉大な先輩を失ったことは誠に残念でなりません。干場元町長の御冥福を心からお祈り申し上げます。</p> <p>さて、気象庁によりますと、今年の夏の日本の平均気温は過去 30 年の平均値を 2.36 度上回り、統計開始以降で最も高くなりました。国内最高気温の記録も更新され、猛暑日になった地点数は過去最多になるなど、まさに異常な夏となりました。</p> <p>北海道内でも主要 22 観測地点のうち江差町を除く 21 地点で観測史上最高を記録しています。</p> <p>全国的な猛暑や豪雨などの異常気象に見舞われており、本町においても 8 月 19 日前線を伴う低気圧の通過により、山間部を中心に局地的な豪雨が発生しました。幸い人的な被害はありません。</p>
---	---

んでしたが、農地や林道、河川など大きな被害があったところです。

現在も被害調査を続けながら順次復旧作業を進めているところです。関係機関と連携を密にし、被害を受けた方々に寄り添いながら、復旧に全力を尽くしてまいります。

今年は、当町でメイクインの栽培が始まってから100周年に当たります。先日、道の駅あっさぶで開催されました「みちえきFESTA」では100周年を記念して作られましたあっさぶメイクインポテトチップスが先行販売され、大変好評であったと聞いております。

また、一昨日は総合グラウンドで100周年記念イベントが開催され、これまでにない趣向を凝らしたプログラムで、盛況のうちに終え、多くの方々に楽しんでいただけたものと存じます。来月4日にはJA大収穫感謝祭が役場前駐車場で開催され、メイクインジャンボコロケが再び振る舞われる予定です。ぜひ、多くの方々に御来場いただき、生産者が誇りを持って作り育ててきたあっさぶメイクインのおいしさを改めて実感していただきたいと思っております。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案5件、条例の一部改正案3件、組合規約の変更案3件、指定管理者の指定案1件、人事案2件、決算の認定7件、専決処分の承認案1件、健全化判断比率等の報告2件の計24件であります。

議案第1号の令和7年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、3,245万5,000円を追加し、予算の総額を57億4,072万2,000円とするもので、主な内容は、総務費では、地方拠点開設支援事業補助金のほか、10月中に完成となり11月から利用開始を予定している緑町ふれあいセンターの施設管理費であります。

民生費では、定額減税補足給付金、障害者自立支援給付金等過年度精算返還金であります。

定額減税補足給付金については、昨年度支給された補足給付金の支給額に不足が生じた方に対

し、国の制度に従って追加給付を行うものであります。

衛生費では、各種検診費用のほか、物価高騰対策として水道の基本料金を3か月間減免するための財源として簡易水道事業会計繰出金運営費分を増額するものであります。

農林水産業費では、有害鳥獣対策費のほか、豊かな森づくり推進事業費補助金の増額であります。

議案第2号の令和7年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、3,514万6,000円を追加し、予算の総額を5億3,121万2,000円とするもので、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金の増額であります。

議案第3号の令和7年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、1,008万5,000円を追加し、予算の総額を6億9,131万7,000円とするもので、介護給付費負担金等過年度精算返還金であります。

議案第4号の令和7年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算につきましては、274万4,000円を減額し、予定額を6億5,885万3,000円とするものであります。

議案第5号の令和7年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、53万9,000円を減額し、予定額を5億9,072万9,000円とするものであります。

議案第6号の厚沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号の厚沢部町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定につきましては、山村開発センターのサーバー室の移設に伴う2階和室の改修工事が完了したことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第8号の厚沢部町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象となる業種を拡大するとともに、新たに新規雇用者に対する助成金を創設するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第9号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、議案第10号の北海道市町村総合事務組合理約の変更及び議案第11号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましては、構成団体の解散による組合からの脱退により規約の一部を改正するものであります。

議案第12号の緑町ふれあいセンターの指定管理者の指定について、当該施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第13号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、所定の任期が9月30日に満了することから、地方税法第423条第3項の規定により、選任についての議会の同意を求めるものであります。

議案第14号の教育委員会委員の任命につきましては、所定の任期が9月30日に満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、任命について議会の同意を求めるものであります。

認定第1号から認定第7号までの令和6年度厚沢部町各会計歳入歳出決算につきましては、決算が終了し、監査委員の審査を了しましたので、決算審査意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

承認第1号の令和7年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきまし

<p>議 議 議 議 佐々木議員</p>	<p>ては、8月19日からの大雨により被害を受けた道路や河川等の災害復旧のための予算補正を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めようとするものであります。</p> <p>報告第1号の令和6年度健全化判断比率の報告について及び報告第2号の令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査意見を付して、それぞれを報告するものであります。</p> <p>以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。</p> <p>詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてますので、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>日程第5 一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。</p> <p>それでは、10番、佐々木宏議員 佐々木議員 10番、佐々木議員、どうぞ。</p> <p>それでは、令和7年第3回定例会、一般質問をさせていただきます。</p> <p>緊急銃猟の体制確立はということで、町長にお願いいたします。</p> <p>9月7日、地方の成長と農業農村の所得増大を目指していた石破首相が退陣表明されました。この先、地方と農村はどうなるのかと不安が胸をよぎるものです。今年の日候については、7月より暑い日が続き、稲の収穫作業が始まっております。一方で、熊情報が多数寄せられております。そしてまた、生活圏への出没に対応した9月1日より市街地に侵入したヒグマを市町村</p>
--------------------------------------	--

<p>議 町</p> <p>長 長</p>	<p>の判断で猟銃駆除できる緊急銃猟が可能となりました。</p> <p>厚沢部町においては、有害捕獲者等を担うハンターは高齢者が過半を占めております。ハンター人員も減少傾向にあります。</p> <p>こうした現況で市街地出没熊対応をどう進める考えなのか、町長の所見を伺うものです。</p> <p>①過去の市街地出没熊の実態はどうなっていますか。</p> <p>②厚沢部町の今回の緊急銃猟対応マニュアル策定は完了されておりますか。</p> <p>③猟銃、熊の生態について専門知識を持つ職員の育成が大切と考えますが。</p> <p>④関係する機関の連携強化、これは大変大切と思います。</p> <p>⑤市街地に熊の侵入を防ぐ対策というようなことで、1つには、町民に向けた情報発信のあり方、そして2つには、電気柵等の導入や草刈りの実施が必要ではないかと思うところです。</p> <p>⑥緊急銃猟実施に際して、委託できるハンターの条件はどうなっていますか。</p> <p>⑦有害捕獲を担う若手狩猟者の確保の手だてについてです。</p> <p>以上、よろしく御答弁をお願いいたします。</p> <p>町長</p> <p>佐々木議員から緊急銃猟の体制確保についての御質問でございます。</p> <p>渡島半島南部では、今年ヒグマの市街地出没が多発しており、福島町では7月ヒグマに襲われ男性が死亡するという悲惨な事故も発生しております。上ノ国町と江差町においては、現在もヒグマ注意報が発令されております。厚沢部町内でも農作物の収穫時期を迎え出没の増加が懸念されているところです。</p> <p>こうした熊と人の軋轢が一層高まっている状況の中、周囲の安全性の確保などの一定の条件を</p>
-------------------------------	--

満たせば市町村長の判断で市街地での緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が9月1日より施行されました。

御質問の1点目、過去のヒグマの市街地出没の実態についてですが、本年6月9日に本町神社付近において1件の目撃情報があり、警察やハンターの協力の下、注意喚起や現地確認を行いました。それ以前の5年間程度では、市街地での目撃情報や出没は確認されておりません。

2点目の対応マニュアルの作成につきましては、環境省の緊急銃猟ガイドラインでは、円滑かつ的確に緊急銃猟を実施するために、対応マニュアルの作成や人員の確保、研修の実施など平時からの準備が推奨されております。本町におきましては、現時点で対応マニュアルは未作成であります。今後ハンターの皆さんの声を聞きつつ、猟友会や警察、北海道などの協力を得て作成に取り組んでまいります。

3点目の銃猟や熊の生態について専門知識を持つ職員の育成についてですが、人材の育成には時間がかかり、また限られた職員を専門人材として育成することは難しい状況にあります。このため、専門的な対応の必要が高い事案に対応する場合は、専門家を現地に派遣し、専門的見地からアドバイス等を行うヒグマ専門人材バンクの活用や地元猟友会の協力を得ながら対応してまいります。

4点目の緊急銃猟を行う上での関係機関の連携強化につきましては、ハンターの負担を軽減する上でも関係機関が緊密に連携することが重要です。このため、定期的な連携会議の開催や、警察や猟友会等の協力を得ながら訓練を定期的実施したいと考えております。

5点目の町民に向けた情報発信のあり方と電気柵等の導入や草刈りの実施についてであります。町民への情報発信につきましては、これまでは町内回覧や公式LINEを活用しての注意喚

起に加え、今後は現在導入を進めております防災情報配信システムを活用した迅速な情報発信に努めます。電気柵等の導入におきましては、山が市街地まで迫っているような地形では電気柵だけでは防ぐことが難しいと思われまます。ごみの出し方や農作物の残渣処理などにより熊を引き寄せない対応についても改めて周知していきたいと考えております。また、町管理の敷地におきましては、草刈りを適切に実施しており、継続して行ってまいります。

6点目の委託できるハンターの条件ですが、銃猟免許の所持の確認や過去1年以内に2回以上の射撃経験、過去3年以内に緊急銃猟で使用しようとする銃器と同種の銃器により熊等の捕獲をした経験が条件となっております。

7点目の若手狩猟者確保の手だてにつきましては、ハンターの高齢化は全国的な問題となっており、当町におきましても同様の状況にあります。新規ハンターの確保に当たっては、狩猟免許の取得費用の2分の1補助や、狩猟免許の更新、銃器所持更新費用への支援も継続して実施、加えて狩猟への理解や関心を高めることも重要であると認識しております。より多くの町民の方に鳥獣被害の状況や対策に関する関心を深めていただき、狩猟免許の取得増加につながるよう、情報発信も行ってまいります。

いずれにいたしましても、緊急銃猟やヒグマ対策に総合的に取り組んでいくためには、猟友会をはじめとするハンターの皆さんと町や警察が緊密に連携することが最も重要であります。連携会議や意見交換会を開催し、できる限りの対策に努めてまいります。

佐々木議員

4点目まで総括して、市街地の猟銃発砲というようなことなので、何と云ってもこれは安全確保が大事だというようなことです。私も7月下旬に檜山支庁の講習会といたしますか、そういった

議長  
佐々木議員

<p>議 長 農 林 課 長</p>	<p>対応の会議に出席して実際感じたところですが、市街地に出没する熊というのは完全に問題のある熊なんです。駆除対処を迅速に進めないと、早い段階で対応しないと取り逃がすというのも失礼なんですけれども、逃げられてしまうというようなことを感じました。そういったような部分でいろんな安全対策に万全を期すというような段取りで大丈夫ですと、狩猟者に腕章を渡してどうぞ発砲してくださいという段取りまでですね、町長が判断下すんですけれども、実質稼働するといいますか、誰が中心となって進める考えなのかまだマニュアル作成なってませんけれども、現在町長はどういった考えをお持ちなんでしょうか。</p> <p>農林課長</p> <p>市街地での熊の出没において、誰が発砲の命令を行うかということではありますが、基本的には鳥獣法の中では市町村長が発砲の命令を出すということではありますが、それを現場を指揮する職員に委任することができるというふうにも規定されております。まだ本町においては対応マニュアル未作成ではありますが、その現場を指揮する者等が誰が適切かをそういうマニュアルの作成の中で定めた上で、発砲について許可するとか命令するとか、そういったものを行っていく必要があるかなと思っております。いずれにしましても、委任するもの、また発砲の4条件を全て満たすための体制整備、こういったものをしっかりマニュアル化した上で、緊急銃猟の取組を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 佐 々 木 議 員</p>	<p>10番、佐々木議員</p> <p>1つには職員が代わってやるということなんですけれども、3点目の部分で専門的な部分ではヒグマ専門人材バンクを活用しますよということで、何日も長期間にわたる部分についてはそう</p>

<p>議 長 農 林 課 長</p>	<p>いった対応も可能かと思うんですけども、その前に熊も学習します。そういったことで早期迅速な捕獲というようなことを考えるとやっぱり職員もきちっとそういった専門知識を持った育成が大事でないかというようなことを強く感じておるところであります。その辺、ひとつ工夫した中で、今後取り進めていただければというふうに思います。</p> <p>それで、次に5点目に入ります。5点目に情報発信のあり方というようなことで今回の新しい情報発信システムを利用しますよというような御答弁でしたけれども、今後秋の山菜のきのこといった時期にも入ります。関連ございますので、当町がひぐまっぷということで公開しております。例年になく出没状況、足跡とかそういうようなところが分かるところですけども、そういった公開されている中での町民等からの反応といったようなことはどういったものがございませうでしょうか。</p> <p>農林課長</p> <p>まず、職員の能力の向上ということではありますが、これにつきましては、やっぱり町長の答弁にもありましたように、なかなか専門職員を町で置くということは難しいかなと思っております。ただ、現場対応力の強化というものがこの緊急銃猟には求められているのかなというところでもありまして、檜山振興局の中では専門職員を置く動きもあるようであります。</p> <p>こうした振興局と連携した中で、町としましては現場対応力を強化してまいりたいと思っております。</p> <p>次に、ひぐまっぷ、これの町民からの反響というんでしょうか、お問合せの状況ではありますが、今年度そのひぐまっぷを見て問合せがあったということは、現時点でございませぬ。ひぐまっぷについては出没したものを入力してホームページで公表しておりますが、これを見て何か町</p>
------------------------	---

<p>議長 佐々木議員</p>	<p>のほうに熊の対応について問合せというものは現時点でいただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>10番、佐々木議員</p> <p>次に、6点目の委託できるハンターというようなことで、それぞれ御回答いただいたところですけれども、当然町内市街地のみならず、農地といったような部分の出没食害とそういった通報対応では当然町のほうも啓発含めパトロール、警察等、そしてハンター部門では鳥獣捕獲実施隊員が伴って状況を判断しているところです。</p> <p>しかし、今回の緊急銃猟に関しては、待遇改善が必要ではないかと私は思っているところです。6点目の回答に該当するハンター、町内3名ほどしかいません。ということになると、その3名についてはエキスパートの腕利きのハンターであります。緊急銃猟従事に際しましては鳥獣実施隊員とは違う適切な待遇の判断が必要でないかというふうに考えるんですが、町長いかがでしょうか。</p>
<p>議長 農林課長</p>	<p>農林課長</p> <p>まさに、緊急銃猟を行っていただくハンターの皆さん、これはかなり限られるのかなというふうに認識しております。また、これまでの駆除とは違って夜間の発砲も可能というようになっております。ですので、やはり熟練された腕を持たれたハンターさん、捕獲者が必要かなと思っております。</p> <p>そういった意味でも、熟練された技術を持たれているという方が緊急銃猟に当たっていくということを前提としましたら、一定の実施隊員とは違う支援というものも必要かなと思っております。緊急銃猟につきましては、よく言われますのは市街地での発砲ということで、ハンターにと</p>

議長  
佐々木議員

ってかなりのプレッシャーになるということも報道されているところでもあります。こういったハンターのプレッシャーを軽減しつつ、また社会的な役割としてやっていただく部分もありますので、こういった部分についてはマニュアル作成の過程の中で報酬等の検討もしていきたいと考えております。

以上です。

10番、佐々木議員

今年度福島町で9月以前だったんですけれども、駆除しました。ちょうど厚沢部町で道の研修会ございました。約2メートルの距離で駆除したということを知って、ベテラン、エキスパートのハンターでも私だったら撃たねえと、万が一ちょうど急所に当たってごろんといったからいいけれども、ハンヤになったらですね、反撃受けて逆に人間がやられると可能性が高いです。そういった命がけの従事ということになりますので、ぜひともその辺は今後の考えた中で拡充していただきたいというふうに思うところでもあります。

7点目の若手の確保ですけれども、これにつきましては、回答では高齢というような部分、全道的に少なくなっているよということなんですけれども、北海道においては6年度500名の新たなハンターが増えているということで、やはり狩猟民族でありますので、本能的に鹿とか熊が多いというようなことで駆除したいという野望といいますか、そういった心持ちはあるところだと思います。

それで、今年度の狩猟免許試験の予備講習等々を牛山管内の状況を聞きますと、南部はそうでもないんですけれども、北部に関しては大変に受講者が多いということをお聞きしております。そういったことを考えると浜塚議員も12月定例会で免許取得支援助成の拡充というよう

<p>農 林 課 長</p>	<p>なことを質問してございますけれども、今回の回答につきましては、浜塚議員の回答と同じく前進した回答ではないというふうに私判断したところであります。</p> <p>それで、ぜひとも管内の指導者確保に向けた支援の実情を調査していただきたい。そして、狩猟に向けて銃購入所持そこまでですね、支援拡大といった部分の考えについてはいかがでしょうか。</p> <p>担い手の確保に向けた調査の実施ということではありますが、これにつきましては、なかなか新規の方、厚沢部町ではなかなか増えていないという状況もございます。これにつきましては、有害駆除されるハンターさんの社会的役割、こういったものをやはり皆さんによく知っていただいた上で、私もハンターになろうかとか、またそういう活動に取り組んでみたいという方も出てくるやもしれませんので、まずそのハンターさんの社会的な役割を周知しつつ、その中で、担い手としてハンターになりたいという方がどの程度いらっしゃるか、調査をしてまいりたいと思っております。</p> <p>あとは銃の所持ですか購入に対する支援ということもありましたが、これにつきましては、他町の状況も踏まえながら、北部で免許の取得者が今年多かったという御発言でありましたので、北部の状況も確認しながら本町においてどのような支援が可能か検討してまいりたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 佐 々 木 議 員</p>	<p>10番、佐々木議員</p> <p>農業後継者と同じでハンターについてもですね、ベテランハンターは70歳を超えています。あと5年、10年頑張れるかという、そういう状況下にあります。</p>

<p>議 町</p>	<p>厚沢部町では、かつてスイートコーンが100ヘクタール、そういった販売額も1億5,000万円あったんですよ。ところが、全道に先駆けたスイートコーンの産地だったんですけれども、熊の出没というようなことで面積が作付少なくなって、今ではもうスイートコーン作付ゼロです。</p> <p>そういったようなことを考えますと、鉄砲所持してもすぐに一人前のハンターというようなことにはなりません。やっぱり少なくとも3年、5年、そういった実績を積んだなかでないとう有害捕獲隊員にもなかなか実績が上がっていかないという状況下にあります。</p> <p>ぜひともそういったようなことで、答弁にもありましたが社会的役割、そこまで行く前段のやっぱり捕獲に関してのハンターとしての自信をつけたなかで、社会的役割を担ってもらおうというような手立ても必要でございますので、銃の購入助成拡大といった部分もぜひとも考えていただきたいという、町長その辺よろしくお願いします。</p> <p>町長</p> <p>ヒグマの被害に対応するためのハンターの育成等ということでございます。今厚沢部町のハンターさんの平均年齢が57.53歳ということで、全道とだいたい近い数字かなというように思っています。最近22歳の若い人がまだ猟友会のほうに入って檻等の資格を取っているということでもあります。</p> <p>なかなかこのハンターさん、一般の方が考えるにハンターさんは仕事だと思われている方が結構住民の方、国民の方もおられるのかなと思いますけれども、基本的にはハンターさんは趣味の世界で銃を持っているということでもあります。しかし、今日本の中でヒグマ等有害鳥獣を駆除できるというのは猟銃を持っているハンターさんしかできないということ、檻とかの資格を持って</p>
------------	--

	<p>いる人しかできないということでもあります。</p> <p>そういう中で、厚沢部町のハンターの皆さんにはいろんな面で御協力をいただいているということでもありますので、これからは先ほど課長のほうから答弁もありましたけれども、どんな支援がもっと手厚い支援ができるのか、それからエキスパートの人たちはこれからマニュアルの中で、支援策というか応援できることを検討していきたいと思っております。</p> <p>いずれにしても町民の命と財産を守るために、このハンターの皆さんに本当にお手伝いをいただいているということでもあります。佐々木議員も猟友会の会長ということでございますので、これからも御尽力いただきますよう、こちらをお願い申し上げますとさせていただきます。</p>
<p>議 長 佐々木議員</p>	<p>10番、佐々木議員</p> <p>わずか10数年前まで北海道で先駆けたスイートコーンの産地が駄目になったと。そして今市街地、厚沢部町は今年度1件というようなことですがけれども、私が鉄砲を所持したときは、1年に2頭か3頭獲ればすごい熊の当たり年だと言われたんですけれども、今ではすぐ農産物、美和のスイカからスイートコーン、米までも食害しているということで、熊も奥山よりもこの辺にいればいくらかでも食べる物があるというような学習されております。そのようなことで、たまたま今年1件ですがけれども、市街地出沒1件ですがけれども、そういった事態が学習能力高まって出沒多くなるというのは完全に予想される場所でございます。ぜひともハンター育成に結びつけ、手だてをしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>一般質問の通告は以上であります。</p> <p>これをもって一般質問を終結します。</p>

議	長	これより議事に入ります。
議	長	日程第6 議案第1号令和7年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第1号の令和7年度厚沢部町一般会計補正予算（第5号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は5ページから11ページまでです。（発言する声なし）
議	長	歳入全般についての質疑であります。ページ数は5ページから11ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。
議	長	歳出は款ごとに行います。
議	長	初めに、2款総務費について、ページ数は12ページから13ページまでです。
議	長	1番、中山議員
中山議員		12ページの12の委託料ですけれども、この中で緑町のふれあいセンターの指定管理の委託料が出ております。49万円です。この算定理由をお知らせ願いたいと思います。
		もう1点は、報償費の中、その一番下ですけれども、報償費の中で580万円ほどの減額になっています。その減額理由を御説明願いたいと思います。
議	長	建設水道課長

建設水道課長	<p>御質問の委託料のふれあいセンターの指定管理委託料の関係でございますけれども、こちらにつきましても、ほぼ内容としましては、消耗品費と光熱費がメインの状況になっております。期間につきましても、11月より3月までということの期間で設定して算定したものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長 政策推進課長	<p>政策推進課長</p> <p>2点目の御質問の地域プロジェクトマネージャー報償費の減額の理由についてでございますが、まず地域プロジェクトマネージャーの報償費につきましては、当初予算で一度計上させていただいております。経過といたしましては、総務省の許可を得て募集をしていたんですが、その過程の中で報償費ではなくて会計年度任用職員の給料で計上するのが本来の計上の方法だということで、今回は584万7,000円を減額しまして、給料として234万円を計上させていただいております。その差額につきましては、現在募集しまして現状では10月1日に赴任予定でございます。人材を確保できております。10月分以降の給料が必要だということで減額した給料額を今回新たに予算計上させていただいております。結論といたしましては、報償費を削りまして給料に組み替えているものということになります。</p> <p>以上です。</p>
議長 中山議員	<p>1番、中山議員</p> <p>緑町のこの指定管理ですけれども、今課長の説明では何となく、そうしたら本来1年間通した中での指定管理料というのはどの程度を見込んでいるのか、それについてをもう一度説明していただきたいと思います。</p>

<p>議 長 建設水道課長</p>	<p>それと、地域プロジェクトマネージャーですけれども、この事業を今現在の中で、私たちがなかなかこう理解できないところがあるんですけれども、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。</p> <p>建設水道課長</p> <p>この委託料につきましては、先ほど私が申し上げたとおり、まず消耗品費と光熱費はランニングコストということで毎年かかる経費にはなるんですけれども、今年度に限ってはやはり今産業会館のほうから2つの事業所、うちの道の駅を解体し建設するということの移設の関係ありまして、その移設の費用の助成の要望がありまして、その金額が実際含まれております。</p> <p>それで、一応来年度の部分の見込みということでございますけれども、それを除きまして年間であくまで消耗品費、光熱費を算出しますと約37万2,000円ということで、今年度よりも低くなる予定ではございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 政策推進課長</p>	<p>政策推進課長</p> <p>地域プロジェクトマネージャーの役割についてでございますが、まず制度的な部分で言うと総務省の制度で、地域行政民間の橋渡しを行いながら地域の重要プロジェクトを推進する人材を確保するというところで、以前は脱炭素の部分で1名採用しておりました。</p> <p>今年度の分につきましては、当初予算と方針は変わっていませんが、担当業務につきましては、保育園留学の推進をさらに強化していくために地域プロジェクトマネージャーを導入する予定でございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長 高 田 議 員</p>	<p>2 番、高田議員 まず1つは関連で、今の地域プロジェクトマネージャーの人材が決まっているということですので、どこにどのように配置するのかということとがまず1つです。</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>それから、その12ページの上のほうで地方拠点の開設支援事業補助金というのがあります。これの中身の説明をお願いします。</p> <p>政策推進課長 1点目の地域プロジェクトマネージャーの配置ですが、こちらはあくまで行政の職員として行動することになりますので、政策推進課に机を置きましてその活動をするということになります。</p> <p>次に地方拠点開設支援事業の補助金でございますが、資料ナンバーの1を御覧ください。こちらのほうに概要を記させていただいております。</p> <p>まず、その目的としましては、厚沢部町に本社及びサテライトオフィス等の地方拠点を開設する企業に対して補助金を出しまして、厚沢部町への移転を促進するような中身でございます、補助率につきましては2種類ございまして、本社を厚沢部町に開設または厚沢部町に移転する場合の補助率は高めで3分の2にし、金額にすると上限は500万円ということで設定しております。また、その他サテライトオフィスだとか支社を設置するということになると補助率は2分の1で上限を250万円ということで設定しております。</p> <p>また、補助対象企業につきましては記載のとおり、近年IT化も進んでおりますので、ソフトウェア業とか情報処理提供サービス業などインターネットを活用した企業を想定しているほか、やはり厚沢部町の重要政策として今いろいろ補助金なり制度を作っているんですが、子育て支援</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>高 田 議 員</p> <p>議 長</p> <p>保 健 福 祉 課 長</p>	<p>サービスに特化した事業者さんも来てほしいということで、そういったものも対象に加えております。</p> <p>また、補助対象経費につきましては、施設の整備費、こちら施設の改修とかそういうものが該当するかと思います。また、通信環境整備費、インターネットの環境を整備しなるとなかなか仕事が難しい部分ございます。また、什器機器導入費ということで事務所を開設するための備品等が対象になるかと思っております。</p> <p>制度概要については以上でございます。</p> <p>ほかに、2款総務費について質疑ありませんか。（発言する声なし）</p> <p>それでは、次に、3款民生費について質疑ありませんか。ページ数は14ページから15ページまでです。</p> <p>2番、高田議員</p> <p>説明資料でもあるんですが、定額減税の補足給付金の説明です。簡単に言うと、5年よりも6年度のほうが収入が減ったという方に対する補足だという捉え方と、それからプラス経費が多くかかるようになったからその人たちに対する給付だという捉え方を説明書を見て思ったんですが、ここの説明をもう少しきちっとしていただければありがたいです。</p> <p>保健福祉課長</p> <p>ただいまの質問ですが、基本的には今高田議員がおっしゃっていると通りの設定ではあるんですが、6年度に実施した段階ではあくまでもその時の6年分の収支は未定、推計値であったという部分が主な要因に今回の対象になると思います。当然その前の年と事業者、特に事業者であればその前の年、要するに5年と6年の収支の状況は必ずしも同じという形にはならない場合もあ</p>
---	---

りますので、あくまでも推計値でやったということなのでその分の給付が不足ということが考えられますので、国としてはその制度を的確に支給してほしいということでしたのでこの計上をしています。

あと、もう1つこれも、もう1つの条件になっていますけれども、所得税定率減税等が基本的にゼロで終わっているパターン、これも当然6年は見込みでやっていますので、あり得る部分、また、税法上の扶養親族は対象外なので、それでない方。例えば給与をもらっているんですけども農業事業者でいうと青色事業申告者等で給与の分、給与の低い方についてはここで一旦対象とは外れている形となっていますので、その辺も踏まえた上で、確認今これから入るとい形になります。と、当然低所得者向けの世帯、もともと所得税も住民税もかかっていない世帯の対象。これ全てという方がもう1つの条件なんですけれども、これそれほどたくさんいるという想定はしていないんですけれども、現状の の中では、ある程度50名弱を見込んでいるところではありますけれども、最終的にその部分については払う。減税額につきましては、当初4万円トータル合わせて4万円ですので、その4万円相当分が減税というか給付額として最大限給付されるという形になります。

以上です。

ほかに、3款民生費について質疑ありませんか。（発言する声なし）

それでは、質疑の途中ではありますが、11時10分まで休憩をします。（11：00）

続行いたします。（11：10）

それでは、次に、4款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は16ページから18ページまでです。

議  
議  
議  
議

長  
長  
長  
長

<p>議 長 香 川 議 員</p>	<p>5 番、香川議員</p> <p>16 ページの 12 節の委託料全般になります。</p> <p>委託料、エキノコックスからがん検診、あるいは後期高齢者健診委託料など様々ありますけれども、恐らくほとんどが当初の見込みよりも、実際この健診を受けたいと望まれる町民の方が多いということによつての補正予算かなと思うんですけれども、これだけがん検診や後期高齢者の方の健診ありますけれども、例えばさらに町民の方が新たな健診を望む場合、その場合は新たな健診を、委託料をつくるお考えがあるか、説明を願います。</p>
<p>議 長 保 健 福 祉 課 長</p>	<p>保健福祉課長</p> <p>今回、補正させていただいた委託料に関連した質問であります。</p> <p>まず、委託料の増額につきましては、香川議員がおっしゃっているとおりでありまして、当初予算のより増加傾向というか、受検者がそれほど増えたということになります。状況によっては、春の総合健診だけで当初見込みを上回った健診の科目もあったということでもありますので、今回させていただきました。</p> <p>また、質問であります、これ以外の健診の、特にがん等の検診の科目につきましては、そのがんの内容等を踏まえた上で、できることであれば地域の町民等の要望を踏まえて、検討していくことは必要かなと思っておりますので、前向きに考えさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 高 田 議 員</p>	<p>2 番、高田議員</p> <p>私も関連なんですけれども、御説明ください。</p> <p>がん検診委託料と、個別のがん検診委託料、同じ科なんですけれども別個にあるんですね。こ</p>

<p>議 長 保健福祉課長</p>	<p>のの違いの説明をお願いいたします。</p> <p>保健福祉課長</p> <p>個別の検診という部分につきましては、基本的には先ほど言いましたけれども、春と秋の総合健診という形で1回にそれぞれの項目、本人に選んでもらって、全てでなくても本人に選んでもらってやっているんですが、その日程ではどうしても入り切れない、例えば本人の都合上できないということに関しては、同じ内容のがん検診を、病院と本人とこちらの調整に基づいて、別に単独でやっていただける分の検診委託も予算計上しておりますので、その分と区分けして、今回そちらのほうも増えていますので、その分も増額計上させていただいたということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 中山議員</p>	<p>1番、中山議員</p> <p>同じ質問なんですけれども、予防費の中で、昨年度と比べてどの程度の患者数が増加しているのか、町長の選挙公約の中での対策ということで、大変町民も関心を持ってしまして、その中で検診者が増えてきているということでもありますので、昨年度の比べた中での現在の検診者がどの程度増えているのか、また今後どのようなPRをしていくのか、その辺について説明していただきたいと思います。</p>
<p>議 長 保健福祉課長</p>	<p>保健福祉課長</p> <p>検診につきましては、昨年の特健診全体、特定健診だけの状況で申しますと、昨年が春と秋トータルで277名の受診でありました。今年につきましては、春のみですが125名の健診となっております。比較的、秋の健診のほうがここ何年間、人数が多い傾向もありますので、今回増額もしていますけれども、ある程度、これ以上、同じぐらいの人数になるだろうということ</p>

		<p>で、健診の人数を見越しております。</p> <p>先ほど、議員のありましたとおり、町長の施策でありました各種健診及び検査、がん検診等の無料の部分についても、確かに増加となった要因ではあるんですが、今年度、春から、春の健診に向けて、今年の冬、当町の保健師等が実際に確定申告の現場に行って、確定申告に来られる方って比較的、国保の方、事業者が多いので、国保の方が多いので、特定健診は基本は国保ですので、そういう人たちに直接PRし、事前予約という形で日程調整を確認した上で、予約するような形のものも既にやっておりますし、先日行われた道の駅フェスタで、町民の健康もPRしたり、また秋の総合健診の受診もPRしたりということで、課としてPRブースを1個設置した上で、今後の健診についてよろしく願いますという形でやったりしておりますので、そういう意味では、無料という対策も確かに重要、今回の同様高いと思いますけれども、担当者としても努力をした結果で人数が伸びているのでというふうに判断しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ほかに4款衛生費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、6款農林水産業費について質疑ありませんか。ページ数は19ページです。
議	長	2番、高田議員
高	田	議員
		確認したいと思います。
		補正がくるわけですから、当然、数が増えるんだろうなということで、見込んでいるんでしょうが、今現在の熊、そして鹿の捕獲頭数といいますか、駆除頭数を教えてください。
議	長	農林課長
農	林	課
		長
		御質問の現時点での熊と鹿の捕獲頭数であります。

		<p>今日時点におきまして、熊としましては現在25頭、鹿につきましては132頭の捕獲となっております。熊の25頭につきましては、昨年度が年間で16頭でありました。もう昨年度の実績を超えているという捕獲頭数となっております。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ほかに6款農林水産業費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第1号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第1号令和7年度厚沢部町一般会計補正予算は原案どおり可決されました。
議	長	日程第7議案第2号令和7年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長		議案第2号の令和7年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから5ページまでです。（発言する声なし）

議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第2号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第2号令和7年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8議案第3号令和7年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課	長	議案第3号の令和7年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから7ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第3号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第3号令和7年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第9議案第4号令和7年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第4号の令和7年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	収入支出全般について質疑ありませんか。ページ数は7ページから8ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第4号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第4号令和7年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第10議案第5号令和7年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	病院事務長
国保病院事務長		議案第5号の令和7年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	収入支出全般について質疑ありませんか。ページ数は7ページです。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第5号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第5号令和7年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第11議案第6号厚沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	選挙管理委員会書記長
選挙管理委員会書記	長	議案第6号の厚沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第6号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第6号厚沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第12議案第7号厚沢部町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第7号の厚沢部町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第7号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第7号厚沢部町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第13議案第8号厚沢部町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課	長	議案第8号の厚沢部町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	2番、高田議員
高田議員	議員	今までは、工場等に限定にしていたのが、事業所というふうに非常に対象が広がるということなのですが、これは今後のことを考えると、大変いいことかなというふうに思っております。 一つ、5ページの雇用奨励助成金の交付なのですが、新規雇用者を1年以上雇用した場合において一人当たり1回限り交付と、限度が60万円ということですが、1年以上雇用した場合において1回限りというふうになります。要は、一人については1回だけよということだと思っておりますが、これが人数がどんどん増えちゃったときはその都度という考え方でいいんですか。
議	長	政策推進課長

<p>政策推進課長</p>	<p>こちらのほうは、上限につきましては、第4号のイのほうで、新規雇用者一人当たり60万円で、その枠が600万円を超えるときは600万円とするということになっていまして、掛け算すると限度は10人ということになるかと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 佐々木議員</p>	<p>10番、佐々木議員</p> <p>条例に関しては反対するんではありませんけれども、今後、町長になられた方は企業誘致というようなことで、町長の手腕でこれからこういった企業を呼び込む考えなのか、その辺についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。</p>
<p>議 長 政策推進課長</p>	<p>政策推進課長</p> <p>今後、企業にどのようにPRして企業を呼び込んでいくかというお話かと思います。</p> <p>今回、企業立地促進条例の改正というのは、大きなハード部分に対して補助をしますと、あとそれに対する雇用に対して補助しますということで、実は今回、もう一点、既に補正予算で提案させていただいたんですけれども、地方拠点開設支援事業費補助金ということで、こちらのほうは額も小さいので、本社の移転なりソフト事業的な部分の支援をしていくということで、この2つを組み合わせ今後PRしていきたいと考えております。</p> <p>また、現状の見込みですけれども、ハードのほうはまだちょっと希望している企業とかはないんですけれども、ソフト事業に対しましては以前、議員協議会でもちらっとお話ししたかと思いますが、希望している企業さんありますので、そういった実績を踏まえながらPRしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>

議	長	ほかに質疑はありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 8 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 8 号厚沢部町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 4 議案第 9 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第 9 号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 9 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第9号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第15議案第10号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第10号の北海道市町村総合事務組合理約の変更について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第10号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第10号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第16議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長

総務財政課長	議案第11号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長 質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長 質疑を終結します。
議	長 討論に入ります。（発言する声なし）
議	長 討論を終結します。
議	長 議案第11号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、原案どおり可決されました。
議	長 日程第17議案第12号緑町ふれあいセンターの指定管理者の指定について、議題とします。
議	長 議案の説明を求めます。
議	長 総務財政課長
総務財政課長	試案第12号の緑町ふれあいセンターの指定管理者の指定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長 質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長 それでは、質疑を終結します。
議	長 討論に入ります。（発言する声なし）

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第12号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第12号緑町ふれあいセンターの指定管理者の指定について、原案どおり可決されました。
議	長	審議の途中であります、休憩をして昼食といたします。
議	長	午後は13時から再開いたします。（12：00）
議	長	午前中に引き続き審議を続行いたします。（13：00）
議	長	日程第18議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	議案第13号の固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	お諮りします。本件につきましては人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、原案のとおり厚沢部町鶴町

議	長	8 1 1 番地、山内敏明氏、昭和 2 6 年 1 1 月 6 日生まれ、7 3 歳を固定資産評価審査委員会委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。（起立全員）
議	長	起立全員であります。したがいまして、議案第 1 3 号固定資産評価審査委員会委員の選任につ
議	長	きまして、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 9 議案第 1 4 号教育委員会委員の任命について、議題とします。
町	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
議	長	議案第 1 4 号の教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。（議案内容説明記載省
議	長	略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	お諮りします。本件につきましては人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決した
議	長	いと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	議案第 1 4 号教育委員会委員の任命につきましては、原案のとおり厚沢部町鶉町 8 5 番地の
議	長	1、竹中忍氏、昭和 3 6 年 8 月 2 7 日生まれ、6 4 歳を教育委員会委員として任命することに賛
議	長	成の方の起立を求めます。（起立全員）
議	長	起立全員であります。したがいまして、議案第 1 4 号教育委員会委員の任命につきまして、原
議	長	案どおり可決されました。

議	長	日程第20承認第1号令和7年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		承認第1号の令和7年度厚沢部町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	10番、佐々木議員
佐々木議員		歳出8ページです。  土地改良費の小規模災害復旧事業費というようなことで、これについては何ら異議ございませんけれども、被害に遭われた方にとっては大変ありがたい事業だなというふうに理解しているところです。当初30万円から40万円というような金額ベースアップになっておりますけれども、ここにきて人件費含めもろもろと諸物価が　　てなことで、今回の150万円の予算規模というのは1事業としてはどういった事業の単位で計上した中身でしょうか。
議	長	農林課長
農林課長		土地改良費の小規模災害復旧事業費補助金150万円、これの内訳でございます。  これにつきましては、小規模災害復旧事業、専決処分していただいた段階で、まだ取りまとめ最中でありました。ですので、専決のタイミングに合わせて、至急処理すべき、応急的に処理すべき案件を5か所ほど見させていただいております。これにつきましては、まだ現在、小規模災害の被害状況については取りまとめ中でありまして、現時点で数十か所の規模になっております

<p>議 長 佐々木議員</p>	<p>ので、これについては別途対応を考えてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>10番、佐々木議員 申し訳ございません。質問の仕方が悪かったです。</p> <p>今後、当然、課長が言われるように、早急に専決処分というようなことで、40か所程度押さえたよというようなことなんですけれども、今後まだまだ小規模事業の中身が増えてくるというふうに思います。そういった中で、1事業に対して、チュウゼンが一番最初が30万円、そして40万円という中身だったんですけれども、今後、補助金の上限額といたしますか、そこは今までと変わらないのかどうなのかという点について、お聞きします。</p>
<p>議 長 農林課長</p>	<p>農林課長</p> <p>これにつきましては、1地区50万円で予算を見ております。ただ、まだ実際に要綱、確定しておりませんが、50万円を上限として補助する予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 中山議員</p>	<p>1番、中山議員</p> <p>今出ているのは、砂利敷き等の部分と、個人の被害額というのはまだはっきり出てきていないようですけれども、河川改修を今後どう考えているのか、今後の方針として、町として、これは道河川になっていますので、この辺の河川の改修をどう今後、進めていくのか、町としての考え方をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議 長 建設水道課長</p>	<p>建設水道課長</p> <p>現在、御存知のとおり、厚沢部川の河川は今進んでいってしまして、上の山から現在、当路と</p>

	<p>か、そういうところに入ってきております。</p> <p>ただ今後、土砂のほうも、下流のほう、また堆積してきている状況で、今回も安野呂川が非常に大雨出まして、今回の被害で言いますと安野呂川と、あと小鶉川が相当なちょっと被害を受けているという状況です。小鶉川につきましては、国道227号も水が横断してしましまして、道といたしましても、そちらのほうの全体を踏まえた横断であったり、そういうところの改修を何とかしなければならぬというところで、今動いている状況ですので、今後もまた開発道、うちのほうも町河川もいっているところもございますので、協力しながら早急に対策を進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 中山 議員</p>	<p>1 番、中山議員</p> <p>町長、これは道河川ですので、町で勝手にやるということは手つけられないと思うんですけども、やはり大幅にもう川状態の畑もありますので、田んぼもありますので、その辺、今のちょうど仲條さんのところの橋までの工事と、その奥の工事ということに、町河川はあそこからですので、その辺についての、こうのですね、町としてどうしようとしているのか、地権者はどういうことを要望しているのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>議 長 農 林 課 長</p>	<p>農林課長</p> <p>まず、河川協議と河川改修と農地の復旧での関係であります。農林課と北海道の建設管理部、河川管理者側、また農村振興局さんですとか、改良区、建設水道課、関係機関で協議を進めております。農地の復旧につきましては、現状、河川側でやっていただける部分と、農業側でやっていく部分、これに分けて、今復旧を進めていこうと考えております。</p>

議長  
中山議員

ただ、河川改修につきましては、まだこれからという状況でもございます。河川改修につきましては、まだ現時点で、小鶉川の河道をどう改修していくかという具体的な方針はまだこれからのようでございますが、河川改修よりも先に農地の復旧が急ぐということでもございましたので、それについては河川管理者と協議をしながら、農業分野の分については今年度中に復旧に当たっていくという流れで今、進めております。

また、その上流側、道河川と普通河川のケイカイくらいまででしょうか、そこら辺の上流側に向かって行っても農地の被害もございます。これにつきましても、河川管理者と農業サイドで役割分担をしながら、取りあえず来年の作に影響のないような農地の復旧は進めていくということでもございます。

河川改修については、また改めて具体的な改修計画が示されるのかなというふうに農林課としては考えております。

以上です。

1番、中山議員

小鶉川については、大変被害が大きかったということで、即手をつけないともう手のつけようがないと、また災害が起きる可能性というのは大ですので、早急にやはり方針を出した中で、工事を進めるべきかと思っております。

安野呂川も、射撃場のところもかなり被害があったようでもございますので、そちらのほうは地域とのやはりそういう懇談といいますか、そういうのはもう進んでいるのかどうか、その辺についてやはり早急に実施しないと、駄目なところは応急処置するというようなことが必要でないかなというふうに思いますので、その辺の考え方をお聞きしたいと思っております。

議 町	長	町長
	長	<p>今回の災害で安野呂川、それから小鶉川が大きな被害を受けたということでもあります。どちらも道河川ということでありまして、私もすぐに建設管理部のほうに行って、道河川の改修ということでお願いしてまいりました。今、小鶉川についても、計画はあります。それで数年前に、ちょっともう少し前かと思えますけれども、その計画でちょっと地権者と折り合いが合わなかったということがありまして、今また新たに先週からも地権者とも会ったり、道の河川の担当のほうに来ていただいて、町と一緒に協力しながらこの河川改修、早く進めたいというふうに思っております。</p> <p>それから、安野呂川は、今計画的に築堤の整備とか進んでいるというふうに思っています。</p> <p>もう一つ、上流のほうから水が出るところの下流の流れが今、最近悪くなっていると、また急激に市街地で、この役場所在地、安野呂川と本流の合流点より河口側が、流れが本当に悪くなっているということで、それもこれから雑木の処理、あるいは埋設した土砂の撤去ということも、これから要望していきたいというふうに思っています。</p>
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	承認第1号、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。
議	長	（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、承認第1号令和7年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきまして、原案どおり可決されました。
議	長	日程第21意見書案第1号、日程第22意見書案第2号の2件を一括議題にしたいと思いま

議	長	す。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
	長	お諮りします。意見書案第1号及び意見書案第2号につきましては、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。したがいまして、あらかじめ配付しておりますので、朗読、質疑、及び討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、意見書案第2号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の2件につきまして、原案どおり可決されました。
議	長	日程第23議員の派遣について、お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をしました。
議	長	日程第24報告第1号令和6年度健全化判断比率の報告について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課	長	報告第1号の令和6年度健全化判断比率の報告について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）

議	長	質疑を終結します。
議	長	報告第1号令和6年度健全化判断比率の報告につきまして、報告済みといたします。
議	長	日程第25報告第2号令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	報告第2号の令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	報告第2号令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、報告済みといたします。
議	長	お諮りします。日程第26認定第1号から日程第32認定第7号までの7件の令和6年度厚沢部町各会計決算の認定につきまして、一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、日程第26認定第1号から日程第32認定第7号までの7件の令和6年度厚沢部町各会計決算の認定につきまして、一括議題とすることに決定をいたしました。令和6年度厚沢部町各会計決算審査意見書につきましては、あらかじめ配付されておりますので、朗読を省略します。

議	長	お諮りします。ただいま上程されました令和6年度厚沢部町各会計決算の認定につきましては、議長を除く令和7年度厚沢部町決算審査特別委員会を設置の上、同委員会にお手元に配付のとおり、地方自治法第98条第1項の権限を委任をし、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、令和7年度厚沢部町決算審査特別委員会を設置の上、同委員会にお手元に配付のとおり地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。
議	長	ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選出方法について、お諮りします。選出方法につきましては指名推選とし、指名の方法につきましては議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の正副委員長の選出方法につきましては、指名推選とし、議長において指名することに決定をいたしました。
議	長	令和7年度厚沢部町決算審査特別委員会の委員長に香川直樹議員、副委員長に松村松雄議員を指名をします。
議	長	ただいま、議長が指名のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、令和7年度厚沢部町決算審査特別委員会の委員長に香川直樹議員、副委員長に松村松雄議員と決定をいたしました。
議	長	ただいまから決算審査特別委員会開会のため、特別委員会終了まで本会議を休会をします。 (13:00)